

事 務 連 絡
平成23年4月6日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課

東日本大震災に伴い一時的に避難等をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について

東日本大震災に伴う介護給付費等の取扱いについては、「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」（平成23年3月24日付け事務連絡）の別添等においてお示したところです。

今回、これらの通知等を踏まえ、東日本大震災に伴う障害福祉サービス等の提供の継続性について、別添のとおりまとめました。

各都道府県等におかれましては、別添資料につき、管内市町村、障害福祉サービス事業者等への周知をよろしくお願いいたします。